

各 位

令和7年6月 6 日

三好市社会福祉協議会職員の懲戒処分について

日頃より当協議会の活動に、ご理解ご支援をいただいております地域の皆様、関係機関の皆様、そして本件不正行為により多大なるご迷惑をおかけし、また、ご協力いただきました関係事業者様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

当協議会は、この事態を重く受け止め、第三者(弁護士)に事実調査を依頼し、同調査結果に基づき、懲戒審査委員会において、関係者に対する懲戒処分を決定しましたので、ご報告いたします。

事案の概要

本事案は、当協議会の職員(当時)が、当協議会と取引のある特定の事業者に対し、実態と異なる当協議会への請求書(水増し請求および架空請求)の作成を依頼し、その虚偽の請求書に基づき当協議会が当該事業者に支払いをした後、当該事業者から全額または一部の金銭を受け取って流用したという事案です。加えて、当該職員の所属長が同不正行為に気づき、さらにその上司に報告したにもかかわらず、同上司がこれを軽視し特段の措置を講じなかったという不適切対応もありました。

これらの行為は、当協議会の資金を不正に流用することにより当協議会に財産的損害を与えるだけでなく、当協議会の信頼を著しく損なう重大な非違行為であり、就業規則に定める懲戒事由に該当するものです。

また、本不正行為は、当協議会と取引のある事業者を巻き込んで行われたものであり、悪質な態様であると認識しています。

今後、このような行為が二度と発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 三好市社会福祉協議会就業規則に基づく懲戒処分

	処分内容	被処分者	処分理由
①	諭旨解雇	地域福祉課 (40歳代)	事業者に対し当協議会への架空請求・水増し請求書の作成を依頼し、当協議会から当該事業者に支払われた金銭の全部又は一部を受領して流用するという一連の不正行為の実行者であり、その行為は当協議会の財産を侵害し、社会的信用を著しく失墜させる悪質なものと判断いたしました。なお、全額の被害弁償をしていることなどを考慮し、最も重い懲戒解雇ではなく、諭旨解雇の処分としております。
②	停職 (1か月)	事務局 (50歳代)	不正行為を行った職員の上司として、その行動を適切に指導・監督する責任を怠ったものです。特に、不正行為の報告を受けていながら事態を軽視し、公表しない判断に関与した点は重く見ております。
③	減給 (1か月)	地域福祉課 (50歳代)	不正行為を行った職員の直属の上司として、その行動を適切に指導・監督する責任を怠ったものです。

※掲載内容等については、本会懲戒処分等の公表基準による。

2 処分日

令和7年5月 26 日